

四日市市告示第393号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成19年四日市市告示第268号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月19日

四日市市長 森 智 広

1 届出者

南日永町北部自治会

代表者の氏名 瀬古 英司

代表者の住所 四日市市日永五丁目2番14号

2 変更事項

旧代表者の氏名 浦川 武始

新代表者の氏名 瀬古 英司

旧代表者の住所 四日市市日永四丁目3番15号

新代表者の住所 四日市市日永五丁目2番14号

3 変更の年月日

令和8年4月1日

4 変更の理由

代表者の任期満了に伴う変更

(市民生活部市民生活課)